

◎新潟県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年3月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイン薬局 西裏館店	三条市西裏館1丁目9番41号	令和8年1月31日
ウラダテ調剤薬局	三条市西裏館1-10-44	令和8年1月31日
しなの薬局 塚野目店	三条市塚野目4-19-17	令和8年1月31日
丹野神経内科クリニック	燕市吉田2758番地1	令和8年1月31日
かんど歯科・小児歯科クリニック	上越市富岡591-2	令和8年1月31日
ミュキ調剤薬局	上越市西本町4-5-32	令和8年1月31日